

## 深谷市図書館資料の弁償に関する取扱基準

(平成30年8月17日深谷市教育委員会教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、深谷市図書館条例施行規則（平成18年深谷市教育委員会規則第34号）第21条の規定に基づき、図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 図書館の利用者は、資料を破損、汚損又は紛失した場合は、館長に対し、紛失・汚破損代替届を提出するものとする。

2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償ができない場合は、時価相当として館長が指定した資料又は相当の代価をもって弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 破損又は汚損の場合の弁償を求める範囲は、別表によるものとする。ただし、相互貸借資料については、相手館の弁償基準によるものとする。

(弁償の免除)

第4条 第2条の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

(1) 天災、火災等により、資料を破損し、汚損し又は紛失したと認められる場合

(2) 盗難による紛失のうち、警察に盗難届を提出し、本人の過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと館長が認めた場合

(3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合

(4) その他館長がやむを得ないと判断する場合

(弁償期限)

第5条 弁償期限は、利用者が紛失・汚破損代替届を提出した日から起算して30日以内とする。ただし、弁償に係る判断に時間を要する場合には、館長が別に定める。

(返還等の請求)

第6条 利用者が弁償した資料は、その後弁償すべき資料が発見された場合であっても、返還しないものとする。

2 利用者が破損又は汚損した資料は、弁償完了後に当該利用者から申出がある場合には、無償で譲渡することができる。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 図書・雑誌・紙芝居

対象	状態
水濡れ・飲食物のシミ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水濡れ等により、ページに歪み又は波打ちが生じた場合</li> <li>2 お茶・コーヒー等の飲食物により、シミ等の汚れが生じた場合</li> <li>3 血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等衛生上問題がある汚れが生じた場合</li> <li>4 カビが発生した場合</li> <li>5 飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合又は接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合</li> </ol>
資料の一部の破損・汚損・紛失	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 破れ、切り取り又はページの欠損が生じた場合</li> <li>2 修理しても、読むのに支障が出る場合</li> <li>3 たばこ等による焦げ跡が残った場合</li> <li>4 型紙、地図、CD等の付録を破損、汚損、紛失した場合</li> <li>5 鍋、アイロン等を置くことにより、ビニールコートを損傷した場合</li> </ol>
書き込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 マジック、ボールペン、クレヨン、マーカーその他の消すことが困難な筆記用具による落書き、アンダーライン等の書き込みがある場合</li> </ol>

	2 鉛筆、色鉛筆その他の消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後も痕跡が残る場合
噛み跡	1 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡、傷が生じた場合 2 乳幼児、ペット等が噛んだことにより資料を破損した場合
折り癖	直しても膨らんでしまうほど、複数ページにわたり資料の形状が変わった場合
におい、べたつき	1 悪臭、香水、たばこ等の臭いが取れない場合 2 付箋紙等のべたつきが取れず、ページの開閉に支障がある場合

## 2 視聴覚資料

対象	状態
資料の一部の破損・汚損・紛失	1 ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態ではないことによる破損等により、再生不可能又は機器に損失の生ずる恐れのある場合 2 歌詞カード、解説書等の付録を破損し、汚損し又は紛失した場合